

官報

号外 昭和四十五年三月五日

○第六十三回
衆議院會議録
第七号

昭和四十五年三月五日（木曜日）

議事日程 第六号

昭和四十五年三月五日

午後二時開議

第一 国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今日の会議に付した案件

日程第一 国税通則法の一部を改正する法律案

〔内閣提出〕

午後二時三分開議

○議長（船田中君）これより会議を開きます。

国税通則法の一部を改正する法律

国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一款 通則(第七十五條)
第二款 異議申立(第七十六條、第七十八條)
第三款 審查請求(第七十九條、第八十一條)
第四款 雜則(第八十二條、第八十五條)
第五款 訴訟(第八十六條、第八十八條)
第六章 雜則(第八十九條、第九十六條)

第一章 總則 (第七十五條)
第二章 審判 (第八十五條)
第三章 訴訟 (第九十五條)
第四章 審判 (第一百零五條)
第五章 訴訟 (第一百十五條)
第六章 訴訟 (第一百二十五條)
第七章 訴訟 (第一百三十五條)
第八章 訴訟 (第一百四十五條)
第九章 訴訟 (第一百五十五條)
第十章 訴訟 (第一百六十五條)

に改める。

条——第八十条
 十一——第八十六、
 七——第一百三条
 第一百十三、
 第一百十六、
 百二十五、
 第二百二十七、

第十一条中「国税庁長官」の下に「国税不服審判所長」を加える。

第十三条第一項中

の行政機關の長(國稅審判官を言ふ)が」に、「又は稅關長に」を「その他の行政機關の長(國稅審判官の發する書類については、國稅不服審判所長)に」に改め、同條第二項中「同項の」を「同項後段の」に、「又は稅關長」を「その他の行政機關の長」に改める。

第十九条第一項中「第二十三条第一項」の下に

日程第一 国稅通則法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長（船田中君） 日程第一、国税通則法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国税通則法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十五年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

等)につき」に改め、「納付すべき税額」及び「記載した還付金の額に相当する税額」の下に「(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額)」を加え、「金額が過少」を「金額(当該金額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額)が過少」に改め、「又は当該申告書」の下に「(当該申告書に關し更正があつた場合には、更正通知書)」を加え、「を記載しなかつた」を「記載がなかつた」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中、「その消費税の課税物件に係る國稅法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸入の許可があるまでの間に限り」を削り、「することができる」を「するものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「納税申告書の提出により」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「次条の規定による」を削り、「その更正」を「更正」に改め、同

項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」と及び「(以下「更正の請求」という。)」を削り、「同項の申告に係る」を「その請求に係る更正前の」に、「更正後」を「当該更正後」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 納税申告書を提出した者又は第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号の一に該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができぬ。

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する

る訴えについての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。その確定した日の翌日から起算して二月以内

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき。当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して二月以内

三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内

第五十八条第一項中「その還付金等に係る国税の納付があつた日」を「次の各号に掲げる還付金等の区分に従い当該各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 還付金及び次に掲げる過納金 当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

イ 更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定又は賦課決定(以下「更正決定等」という。)により納付すべき税額が確定した国税(当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。)

ロ 納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないので納付すべき税額が確定する国税で納税の告知があつたもの(当該国税に係る延滞税を含む。)に係る過納金

ハ イ又はロに掲げる過納金に類する国税に係る過納金として政令で定めるもの

二 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。)により納付すべき

税額が減少した国税(当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三 前二号に掲げる過納金以外の国税に係る過納金 その過納金となつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

第五十八条第二項第三号を削り、同条第三項中「場合には」の下に、その過納金については「を加え、」がそれぞれの納付の日に生じた」を「からなる」に改め、同条第四項中「過納金の金額に相当する国税はを」過納金については、これを第一項第三号に掲げる過納金と」に、これを第一項第三号に納付されたものとみなして、第一項を「に納付されたものとみなして、第一項を」に改め、その更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日を第一項各号に掲げる日とみなして、同項に改める。

第六十条第二項中「及び第六十三条第一項」を「並びに第六十三条第一項及び第四項」に改める。第六十三条第一項中「この条を」この項」に改め、同条第三項中「事業の廃止等による」を削り、

「第一項の規定による免除」を「前二項の規定による免除」に改め、「猶予をした期間」の下に「(当該国税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由がある」と国税局長、税務署長又は税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。)」を加え、同条第四項中「前三項を」前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

「第六十三条第三項中「この条を」この項」に改め、同条第三項中「事業の廃止等による」を削り、

「第一項の規定による免除」を「前二項の規定による免除」に改め、「猶予をした期間」の下に「(当該国税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由がある」と国税局長、税務署長又は税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。)」を加え、同条第四項中「前三項を」前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

「第六十三条第三項中「この条を」この項」に改め、同条第三項中「事業の廃止等による」を削り、

「第一項の規定による免除」を「前二項の規定による免除」に改め、「猶予をした期間」の下に「(当該国税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由がある」と国税局長、税務署長又は税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。)」を加え、同条第四項中「前三項を」前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 国税局長、税務署長又は税関長は、滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをし、又は納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る国税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされて

いる期間のうち、当該国税の納期限の翌日から一月を経過する日後の期間(前三項の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

第六十四条第三項中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第七十一条中「更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定又は賦課決定(以下「更正決定等」という。))を「更正決定等」に改める。

第九十六条を第九十五条とし、第九十五条を第九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(書類提出者の氏名及び住所の記載等)

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。))及び住所又は居所を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人(代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。))によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するとき、その代表者(人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。)、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあらわして記載しなければならない。

2 前項に規定する書類には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者が押印しなければならない。

一 当該書類を提出する者が法人である場合 当該法人の代表者

二 納税管理人又は代理人によつて当該書類を提出する場合 当該納税管理人又は代理人

三 不服申立人が総代を通じて当該書類を提出する場合 当該総代

四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該書類を提出する者

第九十四条を第九十二条とし、第八十九条から第九十三条までを二十八条ずつ繰り下げる。

第八章第二節中第八十八条を第八十六条とし、第八十七条第一項中「第八十五条(不服申立てに関する規定の適用除外)」を「第八十条第二項(行政不服審査法との関係)」に、「税務署長に対してされたものを除く」を「国税庁長官に対してされたもの」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「決定書」を「異議決定書」に改め、同条を第八十五条とし、第八十六条を第八十四条とする。

第八章第一節を次のように改める。

第一節 不服審査

第一款 総則

(国税に関する処分についての不服申立て)

第七十五条 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる。

一 税務署長がした処分(次項に規定する処分を除く。)

二 国税局長がした処分

三 国税不服審判所長に対する審査請求

四 税関長がした処分

その処分をした税関長に対する異議申立て

その処分をした税関長に対する異議申立て

その処分をした税関長に対する異議申立て

五 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分 国税不服審判所長に対する審査請求

2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分等、その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に掲げる行政機関の長がその処分をしたものとみなして、当該行政機関の長に対して異議申立てをすることが出来る。

一 国税局の当該職員 その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長

二 国税庁の当該職員 国税庁長官

3 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は前項第一号の規定による異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。第五項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることが出来る。

4 第一項第一号若しくは第四号又は第二項第一号の規定により異議申立てをすることが出来る者は、次の各号の一に該当するときは、その選択により、異議申立てをしない、国税不服審判所長に対して審査請求をすることが出来る。

一 所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正（その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。）に不服があるとき。

二 その処分をした者が、その処分につき異議申立てをすることが出来る旨の行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）の規定による教示をしなかつたとき。

三 その他異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由があるとき。

5 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は第二項第一号の規定による異議申立てをしていない者は、異議申立てをした日の翌日から起算して三月を経過しても異議申立てについての決定がないときは、当該異議申立てに係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることが出来る。

6 国税に関する法律に基づき処分を国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がしたものに不服がある場合には、それぞれその職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がその処分をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

（不服申立てができない処分）

第七十六条 次に掲げる処分は、前条の国税に関する法律に基づき処分に含まれないものとする。

一 この節又は行政不服審査法の規定による処分その他前条の規定による不服申立て（第八十条第二項（行政不服審査法との関係）を除き、以下「不服申立て」という。）についてした処分

二 行政不服審査法第四十一条第七号（国税犯則取締法等に基づく処分）に掲げる処分（不服申立期間）

第七十七条 不服申立て（第七十五条第三項及び第五項（異議申立て後にする審査請求）の規定による審査請求を除く。第四項において同じ。）は、処分があつたことを知つた日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して二月以内にしなければならない。

2 第七十五条第三項の規定による審査請求は、第八十四条第三項（異議決定の手続）の規定による異議決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して一月以内にしなければならない。

3 天災その他前二項の期間内に不服申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、不服申立ては、これらの規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に行なうことができる。

4 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

ない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

5 第二十二條（郵送に係る納税申告書の提出時期）の規定は、第八十二条第一項（税務署長經由による異議申立て）又は第八十七条第二項（審査請求書の記載事項）に規定する異議申立書又は審査請求書について準用する。

6 国税に関する法律に基づき処分をした者が誤つて法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたときは、当該不服申立ては、法定の期間内にされたものとみなす。

（国税不服審判所）

第七十八条 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づき処分についての審査請求に対する裁決を行なう機関とする。

2 国税不服審判所の長は、国税不服審判所長とす。

3 国税不服審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に支部を置く。

4 前項の各支部に勤務する国税審判官のうち一人を首席国税審判官とする。首席国税審判官は、当該支部の事務を総括する。

5 国税不服審判所の組織及び運営に関し必要な事項は政令で、支部の名称及び位置は大蔵省令で定める。

（国税審判官等）

第七十九条 国税不服審判所に国税審判官及び国税副審判官を置く。

2 国税審判官は、国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査及び審理を行ない、国税副審判官は、国税審判官の命を受け、その事務を整理する。

3 国税副審判官のうち国税不服審判所長の指名する者は、国税審判官の職務を行なうことができる。ただし、この法律において担当審判官の職務とされているものについては、この限りでない。

4 国税審判官の資格は、政令で定める。

（行政不服審査法との関係）

第八十条 国税に関する法律に基づき処分に対する不服申立てについては、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法（第二章第一節から第三節まで）（不服申立てに係る手続）を除く。）の定めるところによる。

2 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法の定めるところによるものとし、この節の規定は、適用しない。

第二款 異議申立て

（異議申立書の記載事項等）

第八十一条 異議申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 異議申立てに係る処分

二 異議申立てに係る処分があつたことを知つた年月日（当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日）

三 異議申立ての趣旨及び理由

四 異議申立ての年月日

2 異議申立てがなされている税務署長その他の行政機関の長（以下「異議審理庁」という。）は、異議申立てが国税に関する法律の規定に従つていないもので補正することが出来るものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、異議審理庁は、職権で補正することができる。

3 異議申立人は、前項の補正を求められた場合には、その異議申立てに係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が録取した書面に押印することによつても、これを行うことができる。

（税務署長經由による異議申立て）

第八十二条 第七十五条第二項（国税局又は国税

昭和四十五年三月五日 衆議院會議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案

一一一

庁の職員の調査に係る処分についての異議申立て

て行なう。

1 前項の場合においては、同項の税務署長は、直ちに、異議申立書を当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長又は国税庁長官に送付しなければならない。

4 異議決定書には、決定の理由を附記し、異議審理庁が記名押印をしなければならない。

2 異議申立てが理由がないときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

5 異議申立てについての決定で当該異議申立てに係る処分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由においては、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされていなければならない。

3 第一項の場合における異議申立期間の計算については、同項の税務署長に異議申立書が提出された時に異議申立てがされたものとみなす。

6 異議審理庁は、審査請求をすることができる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議決定書に、当該処分につき国税不服審判所長に対して審査請求をすることができ旨及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

（決定）

（納税地異動の場合における異議申立先等）

第八十三条 異議申立てが決定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

第八十五条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長又は国税局長（以下この条及び次条において「税務署長等」という。）の処分（国税の徴収に関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）があつた時にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長等と当該処分について第七十五条第一項第一号若しくは第二号イ又は第二項第一号（税務署長等の処分についての異議申立て）の規定による異議申立てをする際に係る納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、その異議申立ては、これらの規定にかかわらず、現在の納税地を所轄する税務署長等に対してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長等がしたものとみなす。

第八十四条 異議審理庁は、異議申立人から申立てがあつたときは、異議申立人に口頭で意見を述べ、機会を与えなければならない。この場合において、異議申立人は、異議審理庁の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（審査請求書の記載事項等）

2 異議審理庁は、必要があるとき、その行政機関の職員に前項の規定による異議申立人の意見の陳述をさせることができる。

（審査請求に係る処分）

3 異議申立てについての決定は、異議審理庁が異議申立人（当該異議申立てが処分の相手方以外の者のしたものである場合における前条第三項の規定による決定にあつては、異議申立人及び処分の相手方）に異議決定書の謄本を送達し

（審査請求に係る処分）

て行なう。

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

税務署長等は、その異議申立書を受理することができる。この場合においては、その異議申立書は、現在の納税地を所轄する税務署長等に提出されたものとみなす。

（審査請求に係る処分）

4 前項の異議申立書を受理した税務署長等は、その異議申立書に現在、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

（審査請求に係る処分）

（異議申立事件の決定機関の特例）

（審査請求に係る処分）

第八十六条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長等の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その異議申立てがされている税務署長等と異動後の納税地を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長等は、異議申立人の申立てにより、又は職権で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長等に移送することができる。

（審査請求に係る処分）

2 前項の規定により異議申立てに係る事件の移送があつたときは、その移送を受けた税務署長等にはじめから異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長等がその異議申立てについての決定を行なう。

（審査請求に係る処分）

3 第一項の規定により異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長等は、その異議申立てに係る異議申立書及び関係書類その他の物件（以下「異議申立書等」という。）をその移送を受けた税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

（審査請求に係る処分）

を審査請求として取り扱うことを適当と認めてその旨を異議申立人に通知し、かつ、当該異議申立人がこれに同意したときは、その同意があつた日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなす。

2 前項の通知に係る書面には、異議申立てに係る処分の理由が当該処分に係る通知書その他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分の理由を附記しなければならない。

3 第一項の規定に該当するときは、同項に規定する異議申立てがされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。この場合においては、その送付された異議申立書は、審査請求書とみなす。

(他の審査請求に伴うみなす審査請求)
第九十条 更正決定等(源泉徴収等による国税に係る納税の告知を含む。以下この条、第百四条(併合審理等)及び第百五十五条第一項第二号(不服申立ての前置等)において同じ。)について審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等(その国税に係る附帯税の額を含む。以下この条、第百四条及び第百五十五条第一項第二号において同じ。)についてされた他の更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し異議申立てがされたときは、当該異議申立てがされた税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

2 更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し異議申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等について審査請求がされたときは、当該異議申立てがされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

3 前二項の規定により異議申立書等が国税不服審判所長に送付された場合には、その送付がされた日に、国税不服審判所長に対し、当該異議申立てに係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

4 前条第二項の規定は第一項又は第二項の通知に係る書面について、同条第三項後段の規定は前項の場合について準用する。

(補正)
第九十一条 国税不服審判所長は、審査請求が国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができるものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、国税不服審判所長は、職権で補正することができる。

2 審査請求人は、前項の補正を求められた場合には、国税不服審判所に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を国税不服審判所の職員が録取した書面に押印することによつても、これを行うことができる。

(却下)
第九十二条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適当であるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を却下する。

(答弁書の提出等)
第九十三条 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求が前条の規定により却下すべきものであるときを除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長(第七十五条第一項第一号(国税局の職員の調査に係る処分)についての異議申立て)に規定する処分にあつては、当該国税局長。以下「原処分庁」という。)から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書の副

本を原処分庁に送付するものとする。

2 答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。

3 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。

4 原処分庁から答弁書が提出されたときは、国税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

(担当審判官等の指定)
第九十四条 国税不服審判所長は、答弁書が提出されたときは、審査請求に係る事件の調査及び審理を行なわせるため、担当審判官一名及び参加審判官二名以上を指定する。

(証拠書類等の提出)
第九十五条 審査請求人は、第九十三条第四項(答弁書の送付)の規定により送付された答弁書に対する反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。この場合において、担当審判官がその提出をすべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)
第九十六条 原処分庁は、処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を担当審判官に提出することができる。

2 審査請求人は、担当審判官に対し、原処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 担当審判官は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審理のための質問、検査等)
第九十七条 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

一 審査請求人若しくは原処分庁(以下「審査請求人等」という。)又は関係人その他の参考人に質問すること。

二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

三 第一号に規定する者の帳簿書類その他の物件を検査すること。

四 鑑定人に鑑定させること。

2 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、担当審判官の嘱託により、又はその命を受け、前項第一号又は第三号に掲げる行為をすることができる。

3 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、第一項第一号及び第三号に掲げる行為をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 国税不服審判所長は、審査請求人等(審査請求人と特殊な関係がある者で政令で定めるものを含む。)が、正当な理由がなく、第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による質問、提出要求又は検査に応じないため審査請求人等の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることが著しく困難になつた場合には、その部分に係る審査請求人等の主張を採用しないことができる。

5 第一項又は第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裁決)
第九十八条 審査請求が理由がないときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

2 審査請求が理由があるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

3 国税不服審判所長は、前二項の裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならぬ。

(国税庁長官の指示等)

第九十九条 国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならない。

2 国税庁長官は、前項の申出があつた場合において、国税不服審判所長に対し指示をするときは、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当と認める場合を除き、国税審査会の議決に基づいてこれをしなければならぬ。

(国税審査会)

第一百条 前条第二項の規定に基づき国税庁長官から意見を求められた事項について調査審議するため、国税庁に国税審査会を置く。

2 国税審査会は、委員十人以上以内で組織する。

3 委員は、学識経験がある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 委員の互選により国税審査会の会長として定められた者は、会務を総理する。

7 委員は、非常勤とする。

8 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

9 国税審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

決について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「異議審理庁」とあるのは「担当審判官」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、同条第三項及び第四項中「異議審理庁」とあるのは「国税不服審判所長」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、「前条第三項の規定による決定」とあるのは「第九十八条第二項(裁決)の規定による裁決」と、「異議決定書」とあるのは「裁決書」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 国税不服審判所長は、前項において準用する第八十四条第三項の規定により裁決書の謄本を審査請求人に送達するときは、原処分庁(第七十五条第二項第一号(国税局)の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む)にもこれを送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

第一百二条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請若しくは請求に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請若しくは請求を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に従い、あらためて申請又は請求に対する処分をしなければならない。

3 国税に関する法律に基づいて公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 国税に関する法律に基づいて処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第一百三條 国税不服審判所長は、裁決をしたときは、すみやかに、第九十五条(証拠書類等の提出)(第九十九条第五項(参加人)についての準用)において準用する場合を含む)の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第九十七条第一項第二号(審理のための質問、検査等)の規定による提出要求に応じて提出された帳簿書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第四款 雑則

第一百四條 異議審理庁又は国税不服審判所長(以下「国税不服審判所長等」という)は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てを併合し、又は併合された数個の不服申立てを分離することができる。

2 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税不服審判所長等は、前項の規定によるもののほか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

3 前項の規定の適用がある場合には、国税不服審判所長等は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前二項の規定は、更正の請求に対する処分に、当該更正の請求に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は決定があるときについて準用する。

(不服申立てと国税の徴収との関係)

第一百五條 国税に関する法律に基づく処分に對する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分(その例による処分を含む。以下この条において同じ)による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人(不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方)から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、異議申立人の申立てにより、又は職権で、異議申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができ

3 異議審理庁は、異議申立人が、担保を提供して、異議申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができる。

4 国税不服審判所長は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、第四十三条及び第四十四条(徴収の所轄庁)の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長(以下この条において「徴収の所轄庁」という)の意見をきいたり、又は当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することを徴収の所轄庁に求めることができる。

5 国税不服審判所長は、審査請求人が、徴収の所轄庁に担保を提供して、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、徴収の所轄庁に對

し、その差押えをしないこと又はその差押えを解除することを求めることができる。

6 徴収の所轄庁は、国税不服審判所長から前二項の規定により徴収の猶予等又は差押えの解除等を求められたときは、審査請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の執行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなければならぬ。

7 第四十九条第一項第一号及び第三号、第二項並びに第三項(納税の猶予の取消し)の規定は、第二項、第三項又は前項の規定に基づく処分取消しについて準用する。この場合において、同項の規定による処分取消しについて同条第一項の規定を準用するときは、同項中「税務署長等は」とあるのは、「徴収の所轄庁は、国税不服審判所長の同意を得て」と読み替へるものとす。

(不服申立人の地位の承継)

第六十六条 不服申立人が死亡したときは、相続人(民法第九百五十一条(相続財産法人)の規定の適用がある場合には、同条の法人)は、不服申立人の地位を承継する。

2 不服申立人について合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、不服申立人の地位を承継する。不服申立人である人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した法人についても、また同様とする。

3 前二項の場合において、不服申立人の地位を承継した者は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならぬ。この場合において、届出書には、当該権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならぬ。

4 不服申立ての目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、国税不服審判所長等の許可を得て、不服申立人の地位を承継することができる。

(代理人)
第七十七条 不服申立人は、弁護士、税理士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

2 代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができ、ただし、不服申立ての取下げ及び代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り、することができぬ。

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならぬ。前項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

4 代理人がその権限を失つたときは、不服申立人は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならぬ。

(総代)
第八十条 多数人が共同して不服申立てをするときは、三人をこえない総代を選任することができる。

2 共同不服申立人が総代を選任しない場合において、必要があるとき、国税不服審判所長等は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができ、

4 総代が選任されたときは、共同不服申立人は、総代を通じてのみ前項の行為をすることができぬ。

5 共同不服申立人に対する国税不服審判所長等(担当審判官を含む)の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立人は、必要があるとき、総代を選任することができる。

7 前条第三項前段及び第四項の規定は、総代について準用する。

(参加人)
第九十条 利害関係人は、国税不服審判所長等の

許可を得て、参加人として不服申立てに参加することができる。

2 国税不服審判所長等は、必要があるとき、利害関係人に対し、参加人として不服申立てに参加することを求めることができる。

3 国税不服審判所長等は、不服申立てについての決定又は裁決をした場合には、異議決定書又は裁決書の謄本を参加人に送付しなければならない。

4 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、参加人の申立てにより第九十七条第一項(審理のための質問、検査等)の行為をすることができぬ。

5 第八十四条第一項及び第二項(口頭による陳述)(第九十一条第一項(異議申立てに関する規定の準用)において準用する場合を含む)並びに第九十六条第二項及び第三項(原処分庁から提出された物件の閲覧)の規定は参加人について、第九十五条(証拠書類等の提出)の規定は参加人による証拠書類又は証拠物の提出について準用する。

(不服申立ての取下げ)
第九十条 不服申立人は、不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、いつでも、書面により当該不服申立てを取り下げることができる。

2 第七十五条第五項(異議決定を経ない審査請求)の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる不服申立ては、取り下げられたものとみなす。

一 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合、当該審査請求

二 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の一部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合、その部分についての審査請求

三 その他の場合、その決定を経ないで当該審査請求がされた異議申立て

査請求がされた異議申立て(教示)
第九十一条 異議審理庁は、異議申立てがされた日の翌日から起算して三月を経過しても当該異議申立てが係属しているときは、当該異議申立てに係る処分が審査請求をすることができないものである場合を除き、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができ旨を書面での異議申立人に教示しなければならない。

2 第八十九条第二項(処分の理由の附記)の規定は、前項の教示に係る書面について準用する。

(誤つた教示をした場合の救済)
第九十二条 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤つて当該行政機関でない行政機関を教示した場合において、その教示された行政機関に対し教示された不服申立てがされたときは、第七十五条第四項第二号(教示をした場合の審査請求)の規定により審査請求がされた場合を除き、当該行政機関は、すみやかに異議申立書又は審査請求書を異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

2 前項の規定により異議申立書又は審査請求書が異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付されたときは、はじめから異議申立てをすべき行政機関に異議申立てがされ、又は国税不服審判所長に審査請求がされたものとみなす。

(首席審判官への権限の委任)
第九十三条 この法律に基づく国税不服審判所長の権限は、政令で定めるところにより、その一部を首席国税審判官に委任することができる。

第十章 罰則
第九十七条 第九十一条第一項第一号若しくは第二項(審理のための質問、検査等)の規定によ

昭和四十五年三月五日 衆議院會議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案

る質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条第一項第三号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者は、三万円以下の罰金に処する。ただし、同条第四項に規定する審査請求人は、この限りでない。

第二百二十七条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

（更正の請求に関する経過措置）

第二条 改正後の国税通則法（以下「新法」という。）第二十三条第一項の規定は、改正前の国税通則法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項の規定による期限がこの法律の施行後に到来する更正の請求について適用する。

（還付加算金に関する経過措置）

第三条 新法第五十八條の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充当をする国税（その滞納処分費を含む。）に係る還付金又は過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該

加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

（延滞税に関する経過措置）

第四条 新法第六十三條第四項の規定は、この法律の施行後における差押え又は担保の提供がなされている期間に係る延滞税の額の計算について適用する。

（不服申立期限に関する経過措置）

第五条 新法第七十七條第一項の規定は、旧法第七十六條第一項又は第七十九條第一項若しくは第二項の規定による期限がこの法律の施行後に到来する異議申立て又は審査請求について適用する。

（従前の手続の効力）

第六条 国税に関する法律に基づく処分（酒税法第二章の規定による処分を除く。）に対する異議申立て若しくは審査請求又はこれらについての決定若しくは裁決その他の処分若しくは手続で、この法律の施行前に旧法又は行政不服審査法の規定によつてされたものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる処分又は手続とみなして、新法第八章第一節の規定を適用する。

一 異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続 新法の相当規定によつてされた異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続
二 国税局長に対してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続 新法の相当規定により国税不服審判所長に対してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続

三 国税庁長官に対してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続 新法第七十五條第二項第二号の規定によつてされた異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続

2 前項第二号の規定により新法の相当規定によつてされた審査請求とみなされたものに係る旧法第八十三條第一項の協議団の議決は、新法第九十八條第三項の議決とみなす。

（答弁書の特例）

第七条 前条第一項第二号の規定により新法の相当規定によつてされた審査請求とみなされたものについては、国税不服審判所長は、新法第九十三條第一項及び第九十四條の規定にかかわらず、答弁書を提出させないで担当審判官を指定することができる。

（不服申立ての前置の特例）

第八条 この法律の施行前に、旧法の規定により国税局長又は税関長に対してされた異議申立てがある場合における新法第十五條第一項の規定の適用については、当該異議申立てに係る処分は異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができる処分に含まれないものとし、当該異議申立ては国税庁長官に対してされたものとする。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（所得税法の一部改正）

第十条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四十二号中「第八十九條第二項」を「第百十七條第二項」に改める。
第十条第一項中「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第三項中第一号を削り、第二号を

第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同条第六項中「第三項第四号及び第五号」を「第三項第三号及び第四号」に改める。

第十九條中「国税通則法第七十六條第一項（異議申立て）の規定による」を削り、「決定の下に」若しくは審査請求についての裁決を加える。

第百十九條中「及び第六十三條第一項」を「並びに第六十三條第一項及び第四項」に改める。
第百五十二條及び第百五十三條中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十一条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條中「国税通則法第七十六條第一項（異議申立て）の規定による」を削り、「決定の下に」若しくは審査請求についての裁決を加える。
第八十二條中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第百四十五條第二項の表第七十一條第一項（中間申告）の項中「第八十九條第二項」を「第百十七條第二項」に改める。

第百四十八條第一号中「名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び」及び代表者の氏名を削る。

第百四十九條第一号中「名称、本店又は主たる事務所の所在地」を削る。

第百五十條第一項第一号を次のように改める。

一 その納税地

（入場税法の一部改正）

第十二條 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「氏名又は名称」を削る。

（とん税法の一部改正）

第十三條 とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

釈と異なる解釈により裁決ができることとしたしております。

第三に、更正の請求期間、すなわち、納税者が誤って税額を過大に申告した場合に、その減額更正を請求することができる期間を大幅に延長して、これを一年とするともに、差し押えまたは担保の提供により租税債権の確保がはかられた場合には、その日以後の期間にかかる延滞税率を、日歩四銭から日歩二銭に軽減することとしたしております。

なお、以上のほか、不服申し立ての補正について、口頭または職権の補正を認めること、国税審査会の委員の任命権者を大蔵大臣とすること等、第六十一回国会における衆議院の修正は、この法律案にすべて織り込まれております。

本案につきましては、審査の結果、去る三日質疑を終了し、翌四日討論に入りましたところ、日本社会党を代表して広瀬秀吉君は反対、自由民主党を代表して山下元利君は賛成、公明党を代表して貝沼次郎君は反対、民社党を代表して竹本孫一君は賛成、日本共産党を代表して小林政子君は反対の旨をそれぞれ述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、起立多数をもって原案のとおり可決いたしました。

なお、本案に対しては、国税不服審判所の人的構成及び運用について独立性を強めるよう留意することともに、将来国税庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不服申し立ての選択等につ

いても検討すること等、七項目にわたる全会一致の附帯決議が付けられました。その詳細は速記録に譲ることいたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時九分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二日、本院は人事官に佐藤正典君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は宇宙開発委員会委員に山縣

昌夫君及び吉識雅夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は日本銀行政策委員会委員に小島新一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は公正取引委員会委員に柿沼幸一郎君及び高橋勝好君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、昨四日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十四年度一般会計補正予算(第1号)

昭和四十四年度特別会計補正予算(特第1号)

一、昨四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

(政府委員退任)

一、昨四日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、

去る二日付をもって外務大臣官房会計課長山崎敏夫は外務省条約局外務参事官に、また三日付をもって大蔵大臣官房長近藤道生は大蔵省銀行局長にそれぞれ任命され、大蔵省銀行局長青山俊は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る三日、決算委員会において、次のとおり

理事を補欠選任した。

理事 島居 一雄君(理事浅井美幸君去る二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山口 敏夫君

西中 清君

中島 茂喜君

地方行政委員

辞任

中島 茂喜君

中山 正暉君

鹿野 彦吉君

外務委員

辞任

小坂徳三郎君

文教委員

辞任

小坂善太郎君

通信委員

辞任

羽田 孜君

浜田 幸一君

補欠

中島 茂喜君

渡部 一郎君

山口 敏夫君

補欠

鹿野 彦吉君

村田敏次郎君

中島 茂喜君

中山 正暉君

補欠

小坂善太郎君

小坂徳三郎君

補欠

山中 吾郎君

補欠

福田 一君

藤田 義光君

坂井 弘一君	新井 彬之君
小宮 武喜君	河村 勝君
吉田 之久君	岡沢 完治君
議院運営委員	
辞任	補欠
和田 春生君	西村 榮一君
西村 榮一君	麻生 良方君
麻生 良方君	和田 春生君
(特別委員辞任及び補欠選任)	
一、昨四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
災害対策特別委員	
辞任	補欠
安井 吉典君	西宮 弘君
米田 東吾君	千葉 七郎君
鈴切 康雄君	小川新一郎君
千葉 七郎君	米田 東吾君
西宮 弘君	安井 吉典君
小川新一郎君	鈴切 康雄君
(議案提出)	
一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	
機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案	
輸出保険法の一部を改正する法律案	
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案	
道路整備特別措置法の一部を改正する法律案	
一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	

昭和四十五年三月五日 衆議院会議録第七号 朗読を省略した議長の報告

昭和四十五年三月五日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

りである。

関稅定率法等の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

一、昨四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

總理府設置法の一部を改正する法律案

地方稅法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、昨四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

律案

輸出中小企業製品統一商標法案

(議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

機械類賦払信用保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四四号)

輸出保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

以上二件 商工委員会 付託

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四七号)

建設委員会 付託

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

大蔵委員会 付託

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四九号)

社会労働委員会 付託

一、昨四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

内閣委員会 付託

一、昨四日、予備審査のため内閣から送付された

議案は次の委員会に付託された。

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(予)

農林水産委員会 付託

輸出中小企業製品統一商標法案(内閣提出第五三号)(予)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方公營企業法の一部を改正する法律案

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十四年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十四年度特別会計補正予算(特第一号)

(議案通知書受領)

一、昨四日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方公營企業法の一部を改正する法律案

一、昨四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和四十四年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十四年度特別会計補正予算(特第一号)

關稅通則法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出) に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、納稅者の權利救済制度の改善を図るため、關稅不服審判所の設置、不服申立期間及び更正の請求期間の延長、不服申立ての審理手続の合理化等の措置を講ずるとともに、その他の所要の規定の整備を行なうため、おおむね次のような改正を行なうこととしている。

(一) 關稅不服審判所の設置

現行の協議団制度にかえて、關稅に関する

審査請求の審理・裁決を行なう機關として、

關稅庁に關稅不服審判所を設けることとし、

同審判所には、關稅審判官及び關稅副審判官

を置くこととともに、事案の能率的な処理に資するため、所要の地に国税不服審判所の支部を置くこととしている。

(一) 異議申立て

(1) 異議申立ての期間を二月間（現行一月間）に延長することとしている。

(2) 異議申立てについて補正を求めなければならない場合を明らかにするとともに、この場合には、口頭で補正し、又は軽微な不備を職権で補正することができるものとしている。

(3) 異議申立て後三月を経過しても決定がない場合には、異議決定を経ないで審査請求を行なうことができることとしている。

(4) 処分の理由が通知されていない更正決定については、異議決定の段階で、または異

議申立てから三月を経過した段階で、処分の理由を明らかにすることとしている。

(二) 審査請求

(1) 始審的審査請求の期間を二月間（現行一月間）に延長することとしている。

(2) 審査請求について補正を求められた場合には、口頭で補正し、又は軽微な不備を職権で補正することができるものとしている。

(3) 審査請求書に記載する請求の趣旨にあつては、処分の取消しまたは変更を求める範囲を明らかにするものとし、請求の理由にあつては、通知された処分の理由に対する審査請求人の主張を明らかにするものとしている。

(4) 審査請求事案の審理は、国税審判官が行

ない、国税不服審判所長が国税審判官の議決に基づいて裁決することとしている。

(5) 国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決できることとするが、この場合または法令解釈の重要な先例となると認められる裁決をする場合には、国税不服審判所長は、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出るものとしている。

国税庁長官は、上記の申出につき指示をする場合には、国税審査会の議決に基づいて指示をしなければならないこととしている。

(6) 国税審査会は、大蔵大臣が任命する学識経験者からなる諮問機関とし、国税庁に設けることとしている。

(7) その他国税不服審判所の設置に伴い、国税審判官の調査権に関する規定を設ける等審理の手續について所要の整備を行なうこととしている。

(四) 更正の請求等

(1) 更正の請求期間を一年間（現行所得税、法人税の場合二月間、その他一月間）に延長し、やむを得ない後発的な理由による更正の請求については、さらにその特例を設けることとしている。

(2) (1)にも関連し、還付加算金の計算期間の始期について所要の改正を行なうこととしている。

(五) 延滞税の軽減

差押えまたは担保の提供により徴収の確保が図られている場合には、延滞税率を日歩二

昭和四十五年三月五日 衆議院会議録第七号 議案に関する報告書

錢(現行 四錢、ただし、納期限までの期間

または納期限の翌日から一月を経過する日ま

での期間については二錢)に軽減する等の措

置を講ずることとしている。

二 議案の可決理由

本案は、納税者の権利救済制度等の改善を図

るための措置として時宜に適するものと認め、

これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決

議を附することに決した。

三 本案の施行に伴う予算措置

昭和四十五年度一般会計予算に、国税不服審

判所の経費として九億四千九百七十九千円が計

上されている。

右報告する。

昭和四十五年三月四日

大蔵委員長 毛利 松平

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

国税通則法の一部を改正する法律案に対す

る附帯決議

一 政府は、国税不服審判所の人的構成及び運用

についてその独立性を強めるよう留意し、今後

における社会、経済の進展に即応しつつ、国税

庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不

服申立ての選択等についても、絶えず真剣な検

討と努力を行なうべきである。

二 政府は、国税不服審判所の運営に当たつて

は、次の点に十分配慮を行ない、納税者の権利

救済の実現について万全を期すべきである。

(1) 納税者がためらうことなく自己の権利救済

を求め、その主張を十分行ない得るために、

いやしくも税務当局が不服申立人を差別的に

取り扱うようなことのないよう、厳に適正な

運営を確保すること。

(2) 質問検査権の行使に当たつては、権利救済

の趣旨に反しないよう十分配慮すること。特

に、国税不服審判所の職員は、その調査が新

たな脱税事実の発見のためではないことを厳

に銘記の上、納税者の正当な権利救済の実現

に努めること。

なお、審査請求後、原処分庁が答弁書提出

を理由として上記のごとき権利救済の趣旨に

反する調査を行なうことのないよう、厳に留

意すること。

(3) 納税者が審査請求に当たつて自己の主張を

十分に行ないうるよう、税務当局はその処分

又は異議決定において附する理由をできる限

り詳細に記載するよう努めること。

三 大蔵大臣は、国税不服審判所長の任命につい

ての承認に当たつては、自らが任命するのと同

様に積極的に取りはからうべきである。

四 本法の目的を達するため、国税審判官等がそ

の職務の執行を厳正に行ない得るよう、その身

分保障及び処遇等について十分に配慮すべきで

ある。

五 新制度への移行に伴う人事配置に当たつて

は、現在の協議団の職員が不利な取り扱いを受

けないよう十分に配慮すべきである。

六 納税者が自己の正当な権利を安んじて主張し

うるよう、納税者の不服に理由があると推測さ

れるときは、支障のない限り、徴収を猶予し又

は滞納処分の続行を停止する等運用上十分に配

慮すべきである。

七 還付加算金は、延滞税と同様の取扱いをする
よう検討すべきである。

昭和四十五年三月五日 衆議院會議録第七号

一三四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(送料別)

所 行 發	東京港區赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷 局	電話 東京 五八二 四四二(大代)